

第2期八女市子ども・ 子育て支援事業計画 —概要版—



令和2年3月
八女市

計画の概要

計画策定の趣旨

急速な少子高齢化の進行によって労働力人口が減少することで、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えつつあります。若年層の非正規雇用の増加や働き方の多様化、子育て世帯の男性の長時間労働など、子育てをめぐる社会環境は依然として厳しい状況にあります。

一方、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって、子育て世帯が地域で孤立してしまうことも懸念されています。

このような状況の中、本市では、「八女市次世代育成支援対策行動計画：八女っすこやか子育てプラン」を次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画として、平成17年度から平成21年度までの「前期計画」、平成22年度から平成26年度までの「後期計画」を策定しました。平成27年4月には「八女市子ども・子育て支援事業計画（八女市次世代育成支援対策行動計画）」を策定し計画を推進してきましたが、令和元年度をもって計画期間が満了することに伴い、引き続き質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を推進するため、「第2期八女市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の位置づけ

計画名	根拠法
子ども・子育て支援事業計画 (市町村子ども・子育て支援事業計画)	子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号)第61条
次世代育成支援行動計画 (市町村行動計画)	次世代育成支援対策推進法 (平成15年法律第120号)第8条

平成30年4月の社会福祉法の一部改正により上位計画として位置づけられた第2次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画や、八女市障害者基本計画、第2期八女市健康増進計画等をはじめとする市の各種関連計画及び国・県の計画との整合を図っています。

計画の期間

計画期間については、令和2年度を開始初年度とし、令和6年度までの**5年間**とします。



1

計画の基本理念と基本目標

計画の理念

本市のすべての子どもたちが心身ともに健やかに、心豊かに支えあいの心を持ち、安全に安心して暮らしながら、次世代の大人に成長することを目指して、「心豊かに、共に支えあい、子どもたちが夢と希望をもてる、優しいまちづくり」を基本理念として計画を推進していきます。

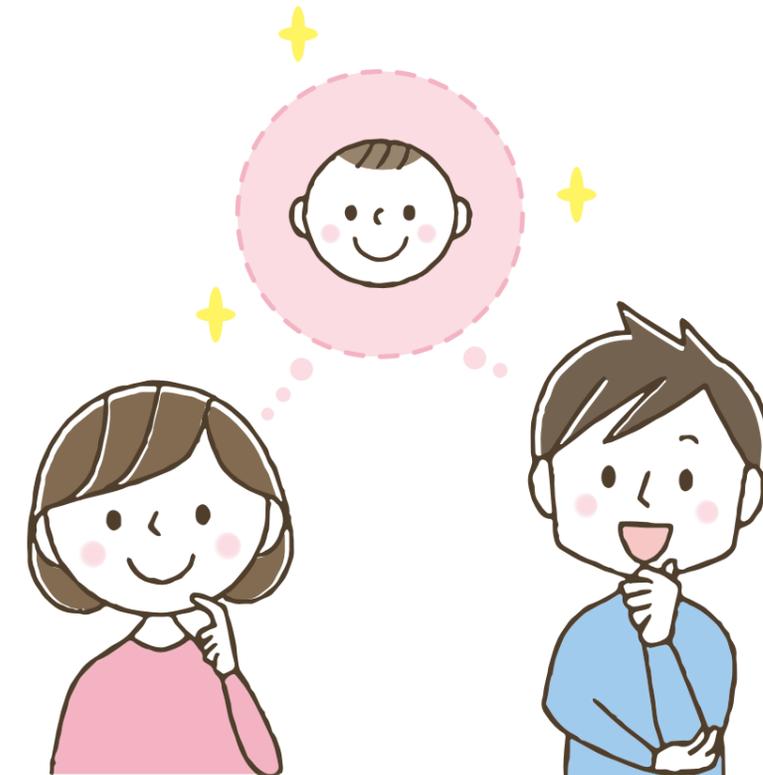
[基本理念]

心豊かに、共に支えあい、
子どもたちが夢と希望をもてる、
優しいまちづくり

計画の基本目標

[基本目標]

安心して子どもを産み、子育てに喜びを
感じることができるまちをつくる



2

計画体系

基本理念 基本目標

心豊かに、共に支えあい、子どもたちが夢と希望をもてる、優しいまちづくり

安心して子どもを産み、子育てに喜びを感じることが出来るまちをつくる

基本施策① 子育て支援サービスの充実

- ①子ども・子育て支援事業の基盤整備
- ②保育ニーズに対応した子育て支援サービスの充実
- ③安心して妊娠・出産・子育てできる支援

教育・保育施設及び地域型保育施設の整備/放課後児童健全育成施設の整備/地域子育て支援拠点施設の整備/母子生活支援施設整備の検討
一時預かり事業の推進/延長保育事業の推進/休日保育事業の推進/病児・病後児保育事業の推進
やめっこ夢祝金支給事業の拡充/不妊治療費助成事業の推進/妊娠期への支援体制の確立/乳幼児健診の実施/乳幼児の子育て相談の実施/
育児支援家庭訪問事業の実施/小児救急医療体制の充実/子育てに関する知識の普及活動

基本施策② 地域における子育て支援の充実

- ①地域における子育て家庭への支援
- ②健やかに育ち、育てる地域活動の促進
- ③地域における子育てネットワークの育成
- ④未来を担う親となるための土台づくり
- ⑤地域ぐるみで子育てをする意識の醸成

地域子育て支援拠点事業の推進/利用者支援事業の推進/ファミリー・サポート・センター事業の推進/乳幼児家庭全戸訪問事業
(こんにちは赤ちゃん)の推進/子育てサークル等の育成/保育所、幼稚園、認定こども園の子育て支援及び情報の提供/「子育て応援の店」
推進事業
子育てサポーター及びボランティアの育成/地域学校協働活動事業/地域の様々な団体やボランティアの育成/
放課後児童健全育成事業の推進/新・放課後子ども総合プランの推進
子育てネットワークの形成/情報提供の充実/保育所、幼稚園、認定こども園と小学校との連携/多世代・異年齢交流事業の推進
保育所、幼稚園、認定こども園と中学生との交流/中学生・高校生のボランティアの育成と活動の推進/
心と体の健全な成長への支援/子どもに対する相談体制の充実/不登校等への支援/部活動の充実
子どもを生み育てることを社会全体で応援する意識の醸成/支えあい活動の啓発・支援/子育ての仲間づくりの促進/
地域での交流が広がる場の拡充/地域への愛着を高める活動の促進

基本施策③ 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

- ①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及啓発
- ②仕事と子育ての両立のための基盤整備
- ③男女が共に担う子育ての推進
- ④子どもたちがのびのびと活動できる安心安全への取組

ワーク・ライフ・バランスの推進/広報・啓発活動事業の推進
子育てと家庭の両立を図るための雇用環境の整備促進/男性の育児参加促進の仕組みづくり/男性の家事・育児への参画促進
男女が共に子育てを担う地域づくりの推進/子育て講座の開催/乳幼児健診への父親の参加促進/広報・啓発活動の推進
公園の活用促進/若者向けの消費者教育の推進/道路等の交通安全施設の整備/公共施設のバリアフリー化/青少年健全育成事業の推進

基本施策④ 子育て世代の保護者の負担軽減及び若者定住施策の推進

- ①幼児教育・保育の無償化
- ②子育て支援事業の保護者の負担軽減
- ③子どもの教育費用に対する負担軽減
- ④若者定住促進施策の推進

保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育施設の保育料の無償化及び軽減/子育てのための施設等利用給付事業の実施
ファミリー・サポート・センター事業の利用者の負担軽減/病児・病後児保育事業の利用者の負担軽減/児童手当支給事業の実施/
乳幼児・こども医療費の助成事業の実施/育児支援こどものごはん提供事業の実施
入学祝金支給事業の実施/路線バス通学助成金支給事業の実施/高等学校奨学金の給付事業の実施
若者向け定住住宅整備事業の推進/結婚に向けた支援の推進/移住・定住支援事業の推進/新規創業・新事業展開の推進や
伝統工芸等の継承者育成/やめUターン子ども応援手当支給事業の実施/郷土愛の育成

基本施策⑤ 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

- ①児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援
- ②子どもの貧困対策
- ③ひとり親家庭への支援
- ④社会的養護施策との連携
- ⑤障がいのある子どもと家庭への支援

要保護児童対策地域協議会の充実/子育て世代包括支援センター事業の推進/家庭児童相談室の機能強化/児童虐待の未然防止、
早期発見・早期対応/緊急性の高い虐待に対する組織的対応の強化/子ども家庭総合支援拠点の設置/関係機関職員に対する研修/
外国にルーツのある家庭への支援/児童虐待に関する広報啓発の推進
生活困窮者自立支援事業の推進/家庭児童相談室の充実/学校教育との連携強化/子育て世代包括支援センター事業の確立と連携/
こども食堂事業費補助事業/居場所づくり/放課後児童クラブ保護者負担金の減額/要保護・準要保護児童生徒就学援助事業の推進
ひとり親家庭等医療費支給制度の推進/母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度/高等職業訓練促進給付事業の推進/母子家庭等
自立支援教育訓練給付事業の推進/児童扶養手当支給事業の実施
児童虐待や生活困難な家庭への支援/児童相談所との連携/母子生活支援施設の活用/子育て短期支援事業の実施
障害児保育事業の推進/障害児学童保育事業の推進/育児支援事業の推進/障害児通所支援の充実及び児童発達支援センターを核とする
地域の連携体制の構築/家族の接し方(ペアレントトレーニング)等の充実/発達障害児等の相談事業の推進

子ども・子育て支援事業計画

教育・保育提供区域の設定

量の見込みとその確保方を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。

教育・保育提供区域 とは

地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件(人口、交通、地理等)や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

区分 / 施設・事業名			区域
教育・保育	教育・保育施設	保育所、幼稚園、認定こども園	市全域
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業		市全域
	地域子育て支援拠点事業		市全域
	妊婦健康診査		市全域
	乳児家庭全戸訪問事業		市全域
	ファミリー・サポート・センター事業		市全域
	一時預かり事業		市全域
	延長保育事業		市全域
	病児・病後児保育事業		市全域
	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)		市全域
	子育て短期支援事業		市全域
	実費徴収に係る補足給付を行う事業		市全域
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業		市全域
	養育支援訪問事業		市全域

教育・保育施設の充実

教育・保育施設の需要量及び確保の方策

事業		令和6年度(計画終了年度)	
		見込量	確保量
特定教育施設 (幼稚園・認定こども園)	1号	187人	210人
	2号I	215人	240人
保育施設 (保育所・認定こども園)	2号認定II	948人	1,013人
	3号認定I(0歳児)	161人	168人
	3号認定II(1~2歳児)	603人	640人

地域子ども・子育て支援事業の充実

事業	令和6年度(計画終了年度)	
	見込量	確保量
利用者支援事業(基本型・母子保健型)	1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業	2,258人回/月	3か所
妊婦に対する健康診査	5,278人回	5,278人回
乳児家庭全戸訪問事業	377人	377人
子育て援助活動支援事業	780人日	780人日
一時預かり事業(1号認定による利用)	1,549人日	1,549人日
(2号認定による利用)	43,705人日	43,705人日
一時預かり事業(在園児対象型を除く) 子育て援助活動支援事業、子育て短期支援事業	7,227人日	7,570人日
延長保育事業	426人	426人
病児・病後児保育事業	3,000人日	3,000人日
放課後児童健全育成事業	931人	931人
子育て短期支援事業	23人日	23人日
実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	実施

新・放課後子ども総合プラン

本市の地域の実態に応じて、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室両事業の計画的な整備、量の見込みを設定します。

放課後児童クラブ

国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学年ごとの量の見込みを行い、女性就業率の上昇、共働き世帯の増加に伴う学童保育のニーズに対応する体制の確保に努めます。

放課後子ども教室

[量の見込み]

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の方策	2か所	2か所	2か所	3か所	3か所



第2期八女市子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和2年3月

編集・発行 八 女 市

〒834-8585 福岡県八女市本町647番地

TEL: 0943-23-1111 FAX: 0943-22-2186